

## はじめに

障害者の計画相談支援は、高齢者の介護保険のケアプラン作成とは一面では同じように見えるが、その本質や実態において異なっている。介護保険制度も障害者相談支援も利用者の自立を支援する制度であるが、その自立観について「自立」は他者の手を借りないというイメージの高齢者分野と違い、障害分野では、国連の障害者権利条約に基づき合理的配慮により一人ひとりに必要な支援を提供するもので、その人が助けを借りながら自己実現を図ることが「自立」であり、そのための支援が求められているのである。単に、利用者の生活ニーズと社会資源とを結びつけるだけでなく、本人が主体的に生活課題を解決していく力を高めたり、心理的、社会的、経済的問題に個別に対応したり、家族関係へ働きかける支援を行うために、本人にわかりやすく説明し、本人のストレングスやエンパワーメントに基づいた対応に努める。

障害者総合支援法施行後の3年目の見直し中間報告では、相談支援と医療（かかりつけ医、訪問看護師等）との実効性ある連携の必要性から、その情報連携を確保するための在り方について検討を進めるよう記してあった。近年、加齢による身体機能の低下から、医療との連携が欠かせなくなってきた人が増えており、地域生活の実現や継続のための支援を一体的に行えるよう計画の作成にあたっていきたい。

## 1. 実施事業

特定相談支援事業

## 2. 基本方針

- (1) 定期的なケアマネジメントを行い、利用者さんが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたまめ細かい継続的な支援を行い、自立した生活を支えていく。
- (2) 利用者さんがサービスを多くの選択肢から選択できるよう、専門的な立場からサービスの幅広い組み合わせをアドバイスしていく。
- (3) ケマネジメントを中立的で専門的な観点で一貫して行い、個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な視点から行っていく。

## 3. 事業内容

- (1) サービス等利用計画の作成及び評価
- (2) 継続的なモニタリング
- (3) 障害福祉サービスに係る日常生活での相談

## 4. 職員体制

管理者 1人（兼務）  
相談支援専門員 1人（専任）

## 5. 事業推進のための連携

福山市自立支援協議会や相談支援事業所連絡会に出席し、福山市行政、他の相談支援事業所との情報交換に努め、計画相談作成における課題や、作成の進め方についての見識を深めていく。